

ずっとみんなで暮らせる住まい



よこはま多世代・地域交流型住宅

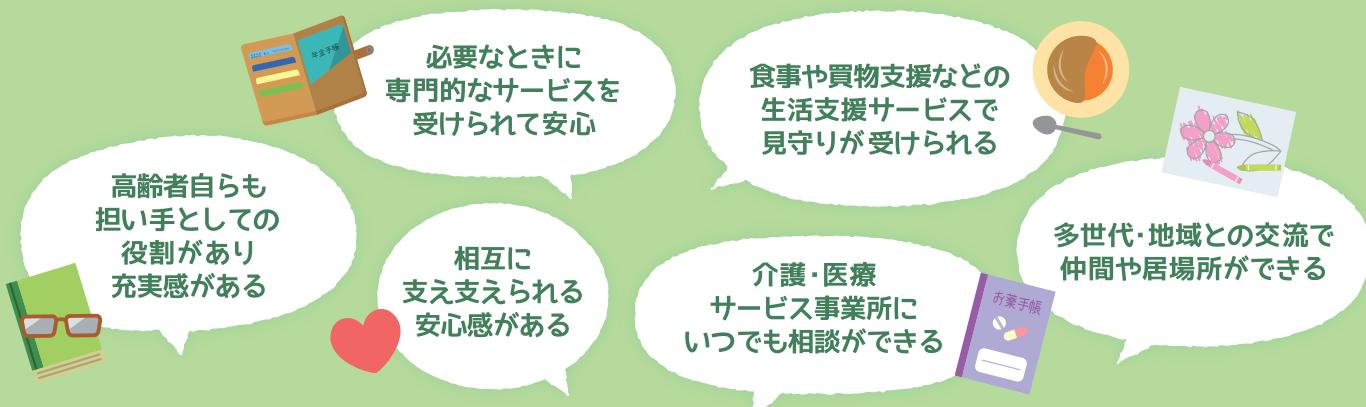


「よこはま多世代・地域交流型住宅」とは？

高齢者の方が、要介護になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう
生活の基盤に必要な3つの要素を兼ね備えた住まいです。



横浜市が民間事業者による整備を促進し、高齢者の住まいに新たな選択肢を提供します。



市有地で整備する 市有地活用型

横浜市鶴見区 ココファン横浜鶴見

1棟型 高齢者向け70戸（サービス付き高齢者向け住宅）
一般29戸（賃貸）

〈併設施設〉

コンビニエンスストア
クリニック
薬局
訪問介護事業所
通所介護事業所
訪問看護事業所
学習塾
地域交流スペース
ほか



民有地で整備する 民有地活用型

横浜市旭区 南万騎が原駅周辺リノベーションプロジェクト

エリア型 高齢者向け57戸（サービス付き高齢者向け住宅）
一般65戸（賃貸）/一般（分譲A・B棟）105戸

〈併設施設〉

スーパーマーケット
飲食店
クリニック
通所介護事業所
訪問介護事業所
訪問看護事業所
認可保育所
学童保育
病児保育室
地域交流スペース
ほか



整備・運営事業者の募集

応募方法

市有地活用型

募集時には市ホームページ等でお知らせします。公募情報は、募集時に随時掲載します。

民有地活用型

随時募集しています。「よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」に申請してください。
※既存または計画中の建物（新築/改築）、1棟または複数建物の集合（エリア）、いずれも応募の対象です。

手続きの流れ

認定手続

事前協議（任意の協議）

計画認定

本認定

供用開始

建築の流れ

基本計画

建築確認

工事完了

※計画認定、本認定の内容は設定後公表します。

審査基準

高得点と評価された住宅は、優良事業に認定します。

住まいに関する基準 「高齢者向け賃貸住宅」と「一般住宅」の整備・運営が適切になされていること

必須

- 「高齢者向け賃貸住宅」と「一般住宅」が概ね半数程度であり、原則、「一般住宅」は戸数の4分の3以上が壁心で専有面積が40m²以上であること。

加点

- 「高齢者向け賃貸住宅」と「一般住宅」の入居者間の交流や高齢者等の移動に配慮した建物であること。
- 「高齢者向け賃貸住宅」は、周辺賃貸住宅と同水準の賃料単価であること。
- 「一般住宅」の戸数の4分の3以上が壁心で専有面積が55m²以上、全ての住宅で1以上の「移動等円滑化経路」を確保すること。
- 平均的な収入の高齢者が安心して入居できる費用の「高齢者向け賃貸住宅」であること。
- 高齢者など配慮が必要な入居者が入居しやすい仕組があること。

多世代・地域交流に関する基準 多世代・地域交流を行う施設や仕組が整っていること

必須

- 原則、壁心で30m²以上の多世代・地域交流施設が不特定多数の者が自由に入り出しきれる場所に設置されていること。
- 多世代・地域交流施設の責任者としてコーディネーターを配置しており、継続的に地域交流を支援する運営体制が整っていること。
- 多様な交流活動に対応できる多世代・地域交流施設であること。
- 地域住民の交流を継続して促進する運営体制であること。

加点

- 二種類以上の生活利便施設が半径300m以内に確保されていること。
- 「高齢者向け賃貸住宅」において日常生活サービスが提供されていること。
- 高齢者などの入居者や地域にとって利便性が高い住まいであること。
- 「高齢者向け賃貸住宅」の加齢対応がなされていること。
- 多世代が暮らしやすい日常生活を支えるサービスの提供があること。



認定された計画は…

- 認定された住宅に「よこはま多世代・地域交流型住宅」のロゴマークを掲示できます。
- 横浜市が認定済の計画や物件については、市ホームページ等で広報されます。
- 民有地活用型の認定の評価が優良事業の場合は、市街地環境設計制度を活用して容積加算などを受けることができます。
※事前要相談 ※公開空地の整備など一定の条件を満たす計画に限ります。



横浜市 健康福祉局 高齢施設課
横浜市 建築局 住宅政策課

よこはま多世代

検索

☎ 045-671-4117

☎ 045-671-4121